

(仮称) 袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン(案)に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成31年1月7日(月)～平成31年2月6日(水)
- (2) 提出者数・意見数 1人、3件
- (3) 意見の分類と市の対応状況

対応区分		件数
A	意見を反映し、素案を修正したもの	0件
B	意見の趣旨・考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
C	意見を反映しないで、素案どおりとしたもの	2件
D	その他の意見、今後の市政の参考とするもの等	0件

2 意見の概要と市の考え方

整理番号	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
1	本ガイドライン適用前の既設の設備であっても、市へ届出を行わせるよう指導し、市は航空写真で確認された太陽光発電設備の実態を把握すること。	C	既設の設備について、本ガイドラインを適用し事前協議申出書を提出させることは考えておりませんが、航空写真及び現地確認により引き続き、実態の把握に努めてまいります。
2	実態を把握した既設の設備が改造、改修を行う場合は、市に届け出て、本ガイドラインに従うよう指導頂きたい。	B	本ガイドラインでは、出力の合計が20キロワット以上の事業用の太陽光発電設備(改造等により、これに該当することとなる設備を含みます。)を対象に事前協議申出書の提出を求め、指導を行ってまいります。 出力の合計が20キロワット未満の事業用の太陽光発電設備についても、ガイドラインの趣旨に配慮した対応を行うよう協力を求めてまいります。事前協議申出書の提出を求めることは考えておりません。

3	<p>本ガイドライン適用前の既設の設備であっても、メンテナンスは必要なことから、本ガイドライン第11条に規定する設置後の適切な維持管理の項目に従うよう指導頂きたい。</p>	<p>C</p> <p>本ガイドラインを施行した際には、既に太陽光発電設備の出力の合計が20キロワット以上の設備を設置している事業者に対し、ガイドラインを周知していく予定です。この周知文書の中で、本ガイドライン第11条に規定する太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理、機器の故障が発生した場合の適切な対処及び、太陽光発電設備を撤去し廃棄するときは、適正に対処するよう、協力を依頼してまいります。</p>
---	--	---